（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事等の介護サービス

・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としていますが、食堂で食事を摂ることができないご利用者にあっては、居室に配膳し必要な食事補助を行います。また食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養士の立てた献立により栄養並びにご利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供いたします。

（概ねの食事時間）

朝食７：００～９：００　昼食１１：３０～１３：３０　夕食１７：００～１９：００

希望の時間に提供することができます。

② 入　浴

・週２回以上行います。但し、ご利用者の身体の状況に応じて清拭になる場合があります。

・ご利用者の心身の状態や意向に応じて、機械浴槽や一般浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排　泄

・排泄の自立を促すため、トイレ誘導や入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 栄養管理

・栄養アセスメントを行い、栄養管理を計画的に実施します。

⑥ 口腔衛生管理

・日々の口腔内の清潔や衛生管理に努めるため、口腔内の特徴やそれに伴う周辺の影響などを十分に理解したうえで、毎日食後、口腔ケアを行います。

・歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、口腔衛生管理を計画的に行います。

⑦ 健康管理

・医師（嘱託医）や看護職員が、健康管理を行います。

⑧ その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替え・更衣を行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑨看取り介護

・別紙参照